

令和2年7月31日

緑化委員会について

1 位置づけ

みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の規定により、区長の附属機関として緑化委員会を設置しています。

【所管事項】

- 区長の諮問に応じ、つぎに掲げる事項の調査審議をする。
 - みどりの基本計画の策定および変更に関すること。
 - 郷土景観保全計画の策定および変更または廃止に関すること。
 - ねりまの名木の指定および解除に関すること。
 - 公表に関すること。
 - みどりの保全および創出に関する重要な事項
- みどりの保全および創出に関する重要な事項について、区長に意見を述べる。
詳細は別紙参照。

2 組織

委員 20人(区民等 11人、区議会議員 5人、学識経験者 4人)
会長 1人、副会長 1人(委員の互選による)

3 これまでの主な議題

練馬区みどりの基本計画の改定について

148回(H28.7)～158回(H30.10)

緑視率の調査手法について

161回(R1.12)～

保護樹林制度の見直しについて

160～162回(R2.3)

4 今後の主な議題

みどりの実態調査の実施方法について

みどりの総合計画の中間の評価・見直しについて

5 通常の実催時期

7月、11月、3月

みどりの基本計画など、調査、審議事項がある時には、開催が増えることがあります。